

オーストラリアの入国および税関・検疫申告カードの記入例

※オーストラリアの入国および税関・検疫申告カードは1枚になっており、表面と裏面があります。

入国カード ・ オーストラリア		下記のすべての質問に答えなければなりません。どう答えていいか不明な場合は、はいに ☒ をつけてください。	
青色または黒色のペンを用い、英語で記入してください。		③ 下記の物品をオーストラリアに持ち込もうとしていますか？	
▶ 姓	SUZUKI	1. 禁止または規制されている物。医薬品、ステロイド、銃砲、武器、不法な薬物	はい ☐ いいえ ☒
▶ 名	TARO	2. 2250mlを超えるアルコール類、または紙巻タバコ 250本または250gを超えるタバコ製品	はい ☐ いいえ ☒
▶ パスポート番号	TH1234567	3. 贈答品を含めて、海外で入手した品物、あるいはオーストラリアの免税店等で購入した品物で、合計総額がAUD \$900を超える場合	はい ☐ いいえ ☒
◆ 搭乗機または搭乗船名 ①	SQ221	4. 業務／営業目的の物品／見本	はい ☐ いいえ ☒
▶ オーストラリア国内での滞在予定先（住所）	SHANGRI-LA HOTEL SYDNEY	5. 豪ドルまたは外貨で合計 AUD \$10,000相当以上	はい ☐ いいえ ☒
	州 NSW	6. すべての食物 — 乾燥、生鮮、保存加工、調理済、未調理などを含む	はい ☐ いいえ ☒
▶ オーストラリアに向こう1年間にわたって滞在する予定ですか？	はい ☐ いいえ ☒	7. 木製品、植物、植物の部分、伝統的な医薬品、薬用・食用および香料用の草本植物、種子、球根、茎、ナッツ類など	はい ☐ いいえ ☒
▶ オーストラリア国籍をお持ちでない方のみお答えください。		8. 器具、卵、バイオテクノロジー製品、標本、鳥、魚、昆虫、貝殻、蜂製品、ペットフードを含む、動物、動物の体や毛の一部、およびそれらを使用した動物製品	はい ☐ いいえ ☒
結核にかかっていますか？	はい ☐ いいえ ☒	9. 土、またはたとえばスポーツ用品、靴などのように土の付着した物品	はい ☐ いいえ ☒
犯罪歴がありますか？	はい ☐ いいえ ☒	▶ 10. 過去30日以内にオーストラリア以外の国で農業地域を訪れた、または家畜に触ったりその近くに行きましたか？	はい ☐ いいえ ☒
誓約	署名	▶ 11. 過去6日間に以内にアフリカ、または南米に行きましたか？	はい ☐ いいえ ☒
ここに記入した情報が事実であり、正確であり、完全なものであることを誓います。虚偽の申告を行なった場合には重大な処分が行なわれることを了承します。		④ 鈴木太郎	⑤ 日 月 年 23 12 2020
		裏面へ Japanese	

①搭乗機または搭乗船名

⇒オーストラリアに到着した便名を記入
(乗り継ぎ便の場合は日本出発の便名ではなく、オーストラリア到着の便名を記入)

②オーストラリア国内での滞在予定先

⇒宿泊先のホテル名とその州の略号コードを記入
(例えばニューサウスウェールズ州：NSW、クイーンズランド州：QLD、ビクトリア州：VIC、南オーストラリア州：SA、西オーストラリア州：WA)

③持ち込み禁止の物品、免税範囲を超える物品、商用商品、
許容を超える通貨、動植物の持ち込みなどの質問にチェック

④パスポート通りの署名 ⑤入国日を(日一月一西暦の順)で記入

オーストラリアにおける連絡先 ⑥		緊急時連絡先（家族、友人など） ⑦	
電話	(02) 9250 6000	氏名	SUZUKI JIRO
Eメール	SHANGRI-LA HOTEL SYDNEY	Eメール	△△△△△@□□□□.com
または住所	州名 NSW	電話 または 郵送先住所	+819012345678
英語で記入してください。		▶ A、B、C、いずれかの該当する項目に ☒ をつけ、質問に答えて下さい。	
▶ この航空機または船舶に搭乗した国	SINGAPORE ⑧	A オーストラリアに永住目的	☐
◆ 職業	OFFICE WOKER	B 旅行者または一時入国者 ☒	年数 月数 日数
▶ パスポートに記載されている国籍	JAPAN	▶ オーストラリアでの滞在予定期間	または 05
▶ 生年 日 月 年	16 09 1969	▶ 居住国	JAPAN
		▶ オーストラリアを訪れる主な理由（一つのみに×）	
		大会／会議 1 就職 4 休暇 ☒ 7	
		商用 2 教育 5 その他 8	
		友人あるいは親類訪問 3 展示会 6	
この書類に記入される情報は、オーストラリアの出入国、税関、検疫、統計、衛生、野生動植物、通関を管理する各法令の運営のために必要とされるものであり、当該情報の収集は法令により許可されています。この情報は、これらの分野を管轄し、かつオーストラリア国法によって当該情報授受の権限を与えられている機関に対してのみ開示されます。小冊子 <i>Safeguarding your personal information</i> (個人情報の保護) が、オーストラリア国内の港湾・空港に備えられています。		C オーストラリアに帰国する居住者 ☐	
		▶ 国外で最も長く滞在した国	
		当カードの両面の質問に完全に答えたことを確かめてから、到着時にパスポートと共に提出して下さい。	
		© Commonwealth of Australia 2005 15 JAP (Design date 03/05)	

⑥オーストラリアにおける滞在先

⇒電話番号はオーストラリアの宿泊先の電話番号を市外局番から記入
Eメールまたは住所はホテル名で結構です。

⑧この航空機または船舶に搭乗した国
⇒日本からの直行便であれば『JAPAN』とし、乗継便であれば、乗継地の国を記入

⑦緊急時連絡先

⇒一般的には日本での家族の名前を記入し、また緊急時連絡先に指定した方のEメールアドレスと電話番号を記載
(電話番号は国番号の+81の後に0を抜いた番号を記入)
(Eメールと電話番号ではなく、緊急連絡先の住所の記載でも良いです)

※出入国カードの様式は予告なく変更となる場合があります。